

海外経済交流促進等特別委員会

(中間報告 平成29年3月22日本会議)

海外経済交流促進等特別委員会の平成28年度の調査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

当委員会は、成長するアジア諸国との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興等を促進するため、平成25年度、26年度に行った「海外経済交流の促進に関する提言」に基づき、本県の海外経済交流促進策等について調査することを目的に、平成27年6月に設置されました。

今年度は「輸出を取り巻く情勢変化に対応した本県農林水産物・加工食品等の輸出促進対策」を調査テーマとして、各定例会での調査のほか、タイ、ベトナムでの海外現地調査を行いました。

調査における主な論議について申し上げます。

第2回定例会においては、執行部から今年度の主な海外経済交流関係事業の概要について説明を受け、調査テーマについて協議を行いました。

農畜水産物の輸出の現状及び輸出促進の取組について質疑があり、「農畜産物の輸出は、牛肉や黒豚肉が大半を占め、そのほか、茶、青果物等となっている。今後も畜産物・茶・青果物を3本柱として、東南アジアを中心に販路拡大に取り組むこととしており、特に、牛肉については、ロースやヒレなどの高級部位だけでなく、ウデやモモ等を含む多様な部位の輸出拡大を図るため、専門家等を派遣し、食べ方の提案やカット方法を指導する取組を新たに実施することとしている。

また、水産物の輸出はほとんどが養殖ブリである。県では、事業者が海外の展示会・商談会に参加する際の費用の支援や輸出志向者に対する研修会を行うとともに、アジア市場を開拓するため、ベトナムにおいて市場調査等を計画している」との答弁がありました。

以上の論議を踏まえ、協議の結果、今年度の調査テーマを決定しました。

第3回定例会においては、執行部から、県産品の輸出の現状・課題及び輸出促進対策について説明を受け、また、株式会社ナンチク専務取締役の北野良夫氏を参考人として招致し、牛肉輸出の取組について調査しました。

参考人に対して、海外における牛肉のニーズの変化について伺ったところ、「現在は、富裕層を対象にA5、A4といった等級の高い物を輸出しているが、近年はA3などサシの少ない牛肉を要求される場合もある。今後は、加工品も含めさまざまなニーズについても研究していきたい」との回答がありました。

また、執行部に対して、「農林水産物全体を一元化したビジョンを策定し、数値目標を設定した上で、一体的に取り組むべきではないか」と質疑があり、「輸出促進は農林水産業の振興を図る上で重要な課題であるため、数値目標の設定も含め今後研究したい」との答弁がありました。

昨年11月に実施した海外の現地調査においては、タイ・ベトナムを訪問し、現地の経済概況や、日本の農林水産物・県産品の流通状況、鹿児島和牛販売指定店・日本食レストランの状況等について、幅広く調査しました。

第4回定例会においては、海外現地調査を踏まえ、調査を行いました。

まず、牛肉の輸出拡大に向けた他県産との差別化の取組について質疑があり、「鹿児島和牛は、高品質な牛肉を定時定量で届けられるという強みを生かしながら、海外で商標登録を進めているロゴマークの活用や、海外販売指定店制度による認知度向上に取り組んでいる。また、県食肉輸出促進協議会では、昨年度から生産者を海外に派遣して、生産者みずから、鹿児島和牛の特徴等をプレゼンテーションする活動も始めている。生産者にとっても自ら生産した牛肉が海外で評価されることで生産意欲が湧くという効果もあり、今後このような取組をさらに進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、茶の輸出促進及び抹茶生産の取組について質疑があり、「茶の輸出については、どの国の食品安全基準にも適合する有機栽培の生産拡大を進めるとともに、茶商等が海外で行う商談や嗜好調査などを支援し、一層の輸出拡大に努めてまいりたい。抹茶については、米国、EU、東南アジアなどで需要が高まっていることから、原料である『てん茶』生産に取り組む生産者が増加しており、県としても、生産技術の指導や、補助事業等を活用した加工施設の整備などの支援に努めてまいりたい」との答弁がありました。

今回の第1回定例会においては、29年度当初予算における県産品の輸出促進対策等について調査を行いました。1月25日に締結した県産品の販路拡大及び観光促進に向けた連携協定の効果について質疑があり、「今回の協定に基づく小ロットでの国際航空物流ネットワークの活用について、農業法人等への周知を図ることにより、これまで輸出に取り組みなかった事業者に新たに輸出に取り組んでいただくことを期待している」との答弁がありました。

このほか、各定例会では、TPPの影響及び対策、輸入規制の状況、木材・工芸品・焼酎の輸出促進の取組、輸送ルート及び輸送費の状況、県人会との連携、日本食レストランを活用したPR、畜産物の適正表示に向けた対応、輸出事業者等に対する支援策などについての論議も交わしました。

以上のような1年間の議論や調査を踏まえ、課題等の整理を行い、当委員会として執行部への提言を行うことを決定いたしました。

以下、その内容につきまして申し上げます。

1 輸出促進体制について

- ・ 現在各部局毎に策定している個別の計画や数値目標等を整理し、農林水産物全体の輸出促進に向けたビジョンを作成するとともに、その実現に向けて関係部局が一体となって取り組むこと。
- ・ 県産品の輸出拡大を図るため、県、輸出事業者、生産者で情報を共有するとともに、共同して海外におけるPR活動に取り組むなど、官民が連携した輸出促進体制の充実・強化を図ること。

2 輸出促進に向けた販売戦略について

- ・ 輸出相手国のニーズを調査・分析し、本県の特徴ある食材と焼酎・お茶等を調理方法・食べ方の紹介と併せて提供するなど、効果的なプロモーションに取り組むこと。
なお、プロモーションに当たっては、海外の日本食レストラン等と連携して取り組むこと。
- ・ 海外の県人会へ本県の商談会などについて積極的に情報を提供するなどして、県人会のネットワークの有効活用を図ること。
- ・ 新たな海外市場を開拓するため、国に対して、二国間協議等の加速化を要請すること。
また、現在二国間協議中の国について、その進捗状況を見極めながら、輸入解禁を見据えた販売戦略を立てること。

3 輸出促進に向けた生産・流通体制について

- ・ 生産者等に対し、輸出相手国の食品安全規制等に関する的確な情報提供に努めること。
また、輸出相手国の動植物検疫に対応できる食肉処理施設の整備や残留農薬基準等に対応した栽培方法の指導など、生産者等が輸出に取り組みやすい環境整備に努めること。
- ・ 本県の地理的優位性が生かせるような輸出ルートの研究、鹿児島空港の活用及び重要港湾の利用環境の整備を図ること。
- ・ 海外において、本県産品の偽装表示などがなされないよう、国やJETRO等と連携し、情報収集を行うとともに、的確な情報提供に努めること。

提言の内容は、以上であります。

当委員会に付託されました調査案件に関し、今年度の調査テーマについては、今回の定例会で調査を終了いたしますが、成長するアジア諸国との経済交流については、今後も様々な観点からの調査が必要であり、引き続き、海外経済交流の促進等について積極的な調査を進めていくことを申し上げ、以上で海外経済交流促進等特別委員会の報告を終わります。